

一般社団法人 シナリオ作家協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は一般社団法人シナリオ作家協会と称し、英文名 Writers Association of Japan、略称 WAJ とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区におく。

2 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、シナリオの文化的使命の重要性を認識し、シナリオ作家とシナリオ団体及びその関連企業の相互の信頼と協力とによってシナリオ作家の適正なる活動を図り日本映画文化の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、下記に掲げる事業を行う。

(1) 功労あるシナリオ作家の表彰並びに新人シナリオ作家の養成、表彰、その他一般シナリオ作家の制作活動に対する助成

(2) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国及び海外において行う。

第3章 会員

(種別)

第5条 この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同し、第7条に定める会費負担に同意し入会したシナリオ作家又はシナリオ団体及びその関連企業

2 前項の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

(入 会)

第6条 会員として入会しようとする者は、社員総会において別に定める規約に基づいて入会申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(会 費)

第7条 会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において別に定める会費を支払わなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人の審判が確定したとき、又は破産手続開始決定を受けたとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき、又は解散したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 第41条に定める事業年度の末日までに当該事業年度分の会費全額が納付されなかったとき
- (6) その他法令で定める事由が生じたとき

2 前項のほか、会費を2年以上滞納した会員について、その資格の喪失を社員総会で決議することができる。

(退 会)

第9条 会員は、予め会長に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて退会脱退することができる。

(除 名)

第10条 会員が次のいずれかに該当する場合には、社員総会の決議によって、その会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規約に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の正当な事由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、その旨を通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会において、正会員は1名につき1個の議決権を有する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会及び退会規約並びに会費の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額並びに理事及び監事に対する報酬等の規約
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (9) 理事会において社員総会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、個々の社員総会においては、当該社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第14条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 総議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面又は電磁的方法により、招集の請求が理事にあったとき。

(招集)

第15条 社員総会は、理事会の決議によって、会長が招集する。

2 総議決権の5分の1以上を有する正会員は、会長に対して社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の10日前までに通知を発信しなければならない。

4 会長は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、正会員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、会長は、同項の書面による通知を発したものとみなす。2 正会員及び名誉会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正

会員及び名誉会員は、会長に対して社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した正会員の中から選出する。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員数の半数以上であって、正会員の総議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定める事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第18条 正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 第1項の代理権の授与は、社員総会ごとにしなければならない。

4 第1項の正会員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、この法人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該正会員又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び当該社員総会において選任された出席者代表2名は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

第5章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第 20 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上
- (2) 監事 1 名

2 理事のうち、1 名を会長とする。

3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

(選任等)

第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって各々選任する。

2 会長は、理事会において理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の業務執行の決定をする。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 会長は、事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること

(2) この法人の業務及び財産の状況の監査をすること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること

(3) 社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、これを社員総会及び理事会に報告すること

(5) 前号の報告をするために必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること

(6) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること

(7) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(報酬)

第 24 条 役員は無報酬とする。ただし、理事並びに監事には、その業務の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員に対して支給する報酬の額は、社員総会の決議により別に定める役員報酬並びに費用に関する規約による。
- 3 役員には、その業務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(任 期)

- 第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員された理事の任期は、現任者の残存期間と同一とする。
 - 4 理事又は監事は、第 20 条第 1 項で定めた員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解 任)

- 第 26 条 役員は、いつでも社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、第 17 条第 2 項に定める社員総会の決議によらなければならない。

(責任の免除又は限定)

- 第 27 条 この法人は、役員(役員であった者を含む。)の一般社団・財団法人法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、同法第 114 条第 1 項に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 この法人は、一般社団・財団法人法第 115 条第 1 項の規定により、非業務執行理事等との間で、前項の損害賠償責任について、責任を限定する契約を、締結することができる。ただし、その契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

(顧 問)

- 第 28 条 この法人は、顧問若干名を置くことができる。
- 2 顧問は、学識経験者の中から、理事会において任期を定めた上で会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。
 - 4 顧問は無報酬とする。

第 2 節 理事会

(構 成)

- 第 29 条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 各事業年度の事業計画及び収支予算の作成並びにその変更
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 第27条第1項の責任の免除
- (6) その他法令で定める事項

(種類及び開催)

第31条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第23条第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第32条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合には、当該理事が招集し、前条第3項第4号の規定により監事が招集する場合には監事が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第35条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第22条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

第6章 基金

(基金の拠出)

第38条 この法人は、一般社団・財団法人法第131条に規定する基金を引き受ける者の募集をすることが出来る。

(基金の拠出者の権利)

第39条 この法人は、第46条による解散のときまで基金をその拠出者に返還しないものとする。

(基金の返還の手続)

第40条 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事

会の決議を経て、直近の社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議によって、予算成立の日まで前年度の予算に準じた収入及び支出をすることができる。
- 3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 43 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告及び計算書類並びにこれらの附属明細書(以下「計算書類等」という。)を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時社員総会において承認を得るものとする。

- 2 この法人は、前項の定時社員総会の終結後遅滞なく、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(会計原則)

第 44 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる一般法人の会計の慣行に従うものとする。

第 8 章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、第 17 条第 2 項に定める社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 46 条 この法人は、第 17 条第 2 項に定める社員総会の決議によるほか、法令に定める事由により解散する。

(剰余金の分配禁止)

第 47 条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の処分)

第 48 条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の決議によって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 委員会

(委員会)

第 49 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置す

ることができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の議決により、別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第50条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、所要の職員を置くことができる。
- 3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決により、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第51条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 認可等及び登記に関する書類
 - (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (6) 役員等の報酬規約
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 計算書類等
 - (9) 監査報告
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるものとする。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第52条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第53条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

2 前項の規定にかかわらず、第 43 条第 2 項の公告に代えて、一般社団・財団法人法第 128 条第 3 項の規定によって、電磁的方法による貸借対照表の開示を行うことができる。

第 1 2 章 補 則

(委 任)

第 55 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

附 則

この定款は、平成 27 年 6 月 12 日から施行する。